

# 大分県ソフトテニス連盟 委員会規程

平成28年4月13日

## (目 的)

第1条 この規程は、大分県ソフトテニス連盟規約（昭和44年大分県ソフトテニス連盟規約第1号。以下「規約」という。）第29条の規定に基づき委員会について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (種 類)

第2条 委員会は、次に掲げる委員会とする。

- (1) 大分県ソフトテニス連盟 総務委員会
- (2) 大分県ソフトテニス連盟 競技委員会
- (3) 大分県ソフトテニス連盟 審判委員会
- (4) 大分県ソフトテニス連盟 強化委員会
- (5) 大分県ソフトテニス連盟 生涯スポーツ委員会
- (6) 大分県ソフトテニス連盟 救済申立処理委員会

## (委員の選任及び職務)

第3条 委員会委員については、理事から選出し、会長が指名する。

- 2 各委員長は、各委員会委員に選出された理事の中から1名を理事長が任命する。
- 3 各副委員長は、各委員会に選出された委員の中から1名を理事長が任命する。
- 4 委員長は、本連盟の事業遂行のため業務を執行する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、委員会を組織するとともに業務にあたる。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、規約第20条の規定のとおりとする。

## (専門委員会)

第5条 委員会の委員数及び業務に関しては、次に掲げるとおりとする。

1 大分県ソフトテニス連盟 総務委員会

- (1) 委員数は、5名以内とする。
- (2) 会計専任担当者と文書等専任担当者を設けることができる。
- (3) 業務は、次に掲げる事項とする。
  - ① 競技会、研修会、講習会等の文書作成及び文書発送・記録保管に関する事項
  - ② 報道発表・後援依頼等の広報に関する事項
  - ③ 競技会、研修会、講習会及び会議等の旅費等に関する事項
  - ④ 競技会、会員登録、研修会、講習会及び会議等の会計に関する事項
  - ⑤ 表彰及び表彰の推薦の事務及び資料等保管に関する事項
  - ⑥ 会員登録の資料作成及び資料等保管に関する事項
  - ⑦ ホームページに関する事項

- ⑧ 各種登録料、認定料、補助金、交付金、参加料、使用料及び寄付金等の徴収及び支出等に関する事項
- ⑨ その他の事務に関する事項

## 2 大分県ソフトテニス連盟 競技委員会

- (1) 委員数は、5名以内とする。
- (2) 業務は、次に掲げる事項とする。
  - ① 競技会の企画運営に関する事項
  - ② 競技会の参加、申し込み及び受付に関する事項
  - ③ 競技会組み合わせ作成、冊子の作成及び印刷に関する事項
  - ④ 競技会記録の資料作成及び資料保管に関する事項
  - ⑤ 競技結果の報道及び関係団体への連絡に関する事項
  - ⑥ 大会要項作成に関する事項
  - ⑦ その他競技会に関する事項

## 3 大分県ソフトテニス連盟 審判委員会

- (1) 委員数は、5名以内とする。
- (2) 委員会には、「審判専門部」を置く。
- (3) 業務は、次に掲げる事項とする。
  - ① 審判員養成及び育成に係る企画運営に関する事項
  - ② 審判講習会の参加、申請及び受け付けに関する事項
  - ③ 審判員の更新及び認定に関する事項
  - ④ 審判講習会のスケジュール及び会場確保に関する事項
  - ⑤ 審判員に係る資料作成及び資料保管に関する事項
  - ⑥ 支部の主催する審判講習会に関する事項
  - ⑦ 各審判専門部（小学部、中学部、高校部、大学部、レディース部、シニア部）との連携を図り、各部の審判に関する事業の推進を図る。
  - ⑧ その他審判に関する事項

## 4 大分県ソフトテニス連盟 強化委員会

- (1) 委員数は、5名以内とする。
- (2) 委員会には、「国体強化部会」、「小中高一貫強化部会」を置く。
- (3) 業務は、次に掲げる事項とする。
  - ① 国体成年男女・少年男女の強化スタッフ（監督・コーチ・トレーナー）選考に関する事項
  - ② 国体成年男女・少年男女の代表選手の選考に関する事項
  - ③ 国体成年男女・少年男女の強化計画実施に関する事項
  - ④ 日本連盟タレント発掘事業 U20・U17 の Step-3 への派遣選手の選考に関する事項

- ⑤ 大分県競技力向上対策本部事業を受け、立案・事業の実施に関する事項
- ⑥ 県連盟小学部会・中学部会・高校部会と連携を図り、長期ビジョンに立った一貫強化計画を立案・推進に関する事項

5 大分県ソフトテニス連盟 生涯スポーツ委員会

- (1) 委員数は、5名以内とする。
- (2) 委員会には、「愛好者増加対策部会」、「指導者育成部会」を置く。
- (3) 業務は、次に掲げる事項とする。
  - ① 愛好者増加対策事業全般の企画運営に関する事項
  - ② 愛好者増加対策事業の研修会及び講習会の企画運営に関する事項
  - ③ 愛好者増加対策事業のスケジュール及びコート確保に関する事項
  - ④ 愛好者増加対策事業の情報収集及び資料等保管に関する事項
  - ⑤ 指導者育成事業全般の企画運営に関する事項
  - ⑥ 指導者育成事業の研修会及び講習会の企画運営に関する事項
  - ⑦ 指導者育成事業のスケジュール及びコート確保に関する事項
  - ⑧ 指導者育成事業の情報収集及び資料等保管に関する事項
  - ⑨ 各専門部（小学部、中学部、高校部、大学部、レディース部）との連携を図り、各部会の事業に関する事項

6 大分県ソフトテニス連盟 救済申立処理委員会

- (1) 委員数は、4名以内とする。
- (2) 委員会の業務は、(公財)日本ソフトテニス連盟の規程に沿って行う。

**附 則**

この規程は、平成28年4月13日から適用する。